

# 5月 は消費者月間です

デジタル時代に求められる消費者力とは

社会のデジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなるなかで、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。そうしたデジタル時代において、安全・安心かつ豊かな消費生活を営めるよう、令和6年度の消費者月間は「デジタル時代に求められる消費者力とは」をテーマに、パネル展示のほか消費生活に関するリーフレットや各種相談窓口の情報を紹介します。



## 弘前市相談窓口紹介ネットワーク

見守りが必要な高齢者などが地域で安心して暮らすことができるよう、生活における悩みごとの解消やさまざまなトラブルの未然防止に向けて、消費生活センターをはじめとする各種相談窓口を紹介する仕組みです。



■問い合わせ先 市民生活センター(ヒロロ3階、☎ 33-5830、☎ 34-3179)

## 多重債務に関する相談窓口

青森県消費生活センターでは、多重債務(借金)で悩んでいる人の相談を受け付けています。専門の相談員が丁寧に対応し、債務整理が必要な場合には、弁護士・司法書士による法律相談(初回無料)におつなぎします。

▼受付時間 平日の午前9時～午後5時30分、土・日曜日、祝日は午前10時～午後4時  
※年末年始は休み。

▼相談受付番号 ☎ 017-722-3343

■問い合わせ先 青森県消費生活センター(☎ 017-722-3343)



## くらしとお金の相談

消費者信用生活協同組合が、生活再建や債務整理に必要な資金の貸し付けの相談に応じます。

相談の際は、事前に次の問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ先 消費者信用生活協同組合弘前事務所(城東4丁目、ナラオカビル2階、☎ 55-7795、平日の午前9時～午後5時)

## 借金に関する相談窓口

相談員が無料で借金の状況などを伺い、必要に応じて弁護士などに引き継ぎます。

▼受付時間 平日の午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

▼相談受付番号 ☎ 017-774-6488

■問い合わせ先 東北財務局青森財務事務所理財課(☎ 017-722-1463)



## 人権・行政問題は相談を

### 【人権擁護委員とは】

地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えの下、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動を無報酬で行っています。

### ●人権擁護委員

- 秋元 美恵子さん
- 大高 義昭さん
- 加賀谷 郁子さん
- 佐藤 美津子さん
- 田中 慶一さん
- 玉川 光幸さん
- 外崎 祐一さん
- 山内 賢二さん

- 浅利 いつ子さん
- 大滝 次雄さん
- 笹森 智彦さん
- 相馬 隆子さん
- 田中 均さん
- 戸田 しのぶさん
- 福士 滋さん

### 人権擁護委員が表彰されました

人権擁護委員の相馬隆子さんと田中慶一さんが仙台法務局長から、大滝次雄さんが青森地方法務局長から、多年にわたり貢献された功績により表彰されました。

### 退任人権擁護委員に感謝状等が贈呈されました

令和2年1月1日から令和5年12月31日まで、4年間にわたって人権擁護委員を務められた黒石勝治さんに、法務大臣から感謝状が贈呈されました。

### 【行政相談委員とは】

行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、その解決のための助言などを無報酬で行っています。

### ●行政相談委員

- 飛鳥 範子さん
- 須藤 タキさん
- 三上 トキさん

- 佐藤 百合子さん
- 中澤 省一さん
- 菊池 佳子さん

○青森地方法務局弘前支局(早稲田3丁目)では、毎週月～金曜日の午前9時～正午および午後1時～4時に、常設人権相談所を開設しています。

○人権擁護委員は毎週金曜日、行政相談委員は毎週水曜日に、市民生活センターでも相談に応じています。まずは電話で問い合わせを。

■問い合わせ先 市民生活センター(☎ 33-5830、☎ 34-3179)

### 消費者ホットライン188の利用を ～一人で悩まず、まずは相談～

消費者ホットライン188(局番なし)は、消費生活センターなどの消費生活相談窓口を案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法による被害にあった」、「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか。また、「インターネットの広告を見てお試しのつもりで注文したところ、定期購入になっていた」、「マッチングアプリで投資詐欺にあった」などスマートフォン普及によるSMS(ショートメールサービス)等でのトラブルが増えています。

そんなときは1人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。※相談は無料ですが、通話料がかかります。

■問い合わせ先 市民生活センター(☎ 33-5830、☎ 34-3179)



「泣き寝入りは  
超いやや(188!)」  
で覚えてください。

▲消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

### 消費者月間パネル展示

▼とき 5月22日(水)～29日(水)

の午前8時30分～午後9時

▼ところ ヒロロ(駅前町)3階ヒロロスクエア

▼内容 消費生活に関するパネル展やリーフレットの提供・各種相談窓口の紹介など

■問い合わせ先 市民生活センター(ヒロロ3階、☎ 33-5830、☎ 34-3179)

### 市民生活センターの相談窓口

市民生活センターでは、暮らしの中で起こる困り事、悩み事、契約トラブル、多重債務問題などに関する相談に応じています。相談は無料です。気軽にご利用ください。

▼受付時間 午前8時30分～午後5時(毎週月曜日と12月29日～1月3日は休み)

■問い合わせ先 市民生活センター(ヒロロ3階、☎ 33-5830、☎ 34-3179)

